

請負代金内訳書の法定福利費明示について

建設業の社会保険等未加入対策については、国土交通省において、総合的な対策が実施されており、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

法定福利費の計上をうながすため、平塚市工事請負契約約款第3条を改正し、**受注者が契約時に市に対して提出する「請負代金内訳書」について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の明示を求めます。**

1 対象案件

平成31年4月1日以降に公告するすべての工事・修繕（契約検査課発注のものに限る）

2 実施方法

受注者は、契約時に市に提出する「請負代金内訳書」において、社会保険に係る法定福利費を明示してください。

法定福利費の計算方法は、国土交通省から次のとおり提示されています。

労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

労務費の算出が困難なケース

下請企業から提出された見積書等を活用するケース

詳細は国土交通省ホームページを参照してください。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

3 提出様式

原則、本市指定の様式としますが、法定福利費が明示されていれば、任意の様式でも可とします。

（本市指定の様式は、平塚市ホームページ「工事契約関係書式ダウンロードページ」に掲載）

質問と回答

Q 入札時に添付する内訳書と様式は異なりますか。また、入札時提出用内訳書においても法定福利費の内訳明示は必要ですか。

A 入札時に添付する内訳書と様式は異なります。契約時に提出する請負代金内訳書は、市ホームページ「工事契約関係書式ダウンロードページ」に掲載します。また、入札時提出用内訳書においては、法定福利費の内訳明示は必須ではありません。

Q 法定福利費の計算方法がわかりません。

A 国交省HPに法定福利費の計算方法が掲載されていますので、そちらをご参照ください。